

「重点地区における取組のあり方検討部会」での検討結果について

【説明資料】

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に係る重点地区における取組方針（案）

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく

浸水警戒区域の指定に係る

重点地区の取組方針

(案)

令和 3 年 (2021 年) 3 月

滋 賀 県

目 次

1. 重点地区における取組の課題と取組方針策定の経緯	
1-1 重点地区における取組の課題	
1-2 取組方針策定の経緯	
2. 迅速化に向けた重点地区の取組方針	
2-1 重点地区での取組の進め方	3
2-2 地域特性にあわせた重点地区の類型化と取組	5
3. 3 m以上の浸水が予測されるため特に安全な住まい方が必要なエリア	8

1. 重点地区における取組の課題と取組方針策定の経緯

1-1 重点地区における取組の課題

滋賀県では、平成26年3月に「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（以下「条例」とする）を制定し、どのような洪水においても命を守ることを最優先に、河川整備等により洪水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策の4つの対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を進めている。

その中で、生命または身体に著しい被害が生じるおそれがあると認められる水害リスクの特に高いエリアで居住等されている地区を「重点地区」とし、優先して水害に強い地域づくりに取り組んでいる。「重点地区」では、住民の安全な住まい方の検討や避難計画の作成支援などを実施のうえ、「水害に強い地域づくり計画」を取りまとめ、順次、条例第13条に基づく浸水警戒区域を指定しているが、現在、7地区の指定（令和3年3月末）にとどまっている。

このため、浸水警戒区域対象地のうち未指定地では、県による安全性の確認を経していない住宅の新築や増改築、指定区域内で県の宅地嵩上げ支援制度を活用できなかった建築の事例が認められる。

近年の気候変動の影響による豪雨の頻発化・激甚化の状況からも、迅速に指定を行い安全な住まい方をより早く実現していく必要があるが、浸水警戒区域の指定に係る取組を進める上での課題は、次のとおりである。

- ◇ 浸水警戒区域の指定前に地域と作成する「水害に強い地域づくり計画」に係る取組に時間を要している。
- ◇ 住民等関係者に様々な意見があり、区域指定に向けた取組が滞っている地区がある。

1-2 取組方針策定の経緯

重点地区において安全な住まい方をより早期に実現するため、令和2年9月に滋賀県流域治水推進審議会内に審議会委員のうち7名を部会委員とした「重点地区における取組のあり方検討部会」を設置し、課題解決に向けた手法を検討いただいた。

令和2年10月に第1回部会を開催、その後、部会委員や市町の意見も踏まえ、令和3年2月に第2回部会を開催し、提言が提出された。（参考資料-1）

本取組方針は、提言を踏まえ、今後の重点地区における取組の進め方を示すものである。

令和3年2月18日

滋賀県知事
三日月 大造 様

滋賀県流域治水推進審議会
重点地区における取組のあり方検討部会 部会長 多々納 裕一

重点地区において安全な住まい方を早期に実現するための提言

貴県では、平成26年3月に「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（以下「条例」という）を制定し、生命や身体に著しい被害が生ずるおそれがあると認められる水害リスクの高い地区を「重点地区」とし、優先して水害に強い地域づくりの取組を実施している。

「重点地区」では、住民の安全な住まい方の検討や避難体制の整備等を実施し、「水害に強い地域づくり計画」を取りまとめ、順次、条例第13条に基づく浸水警戒区域を指定しているが、現在、5地区での指定にとどまっており、区域指定に時間を要している。

このため、浸水警戒区域が未だ指定されていない区域では、県による安全性の確認をへることなく住宅が新築されていたり、県による指定区域における宅地嵩上げ支援制度を活用できていなかったりした事例があり、安全な住まい方に誘導できていない事態が顕在化している。

また、近年の気候変動の影響による豪雨の頻発化・激甚化の状況からも、より迅速に指定を行い安全な住まい方を実現していく必要がある。

このことから、重点地区において安全な住まい方をより早期に実現するための取組のあり方について、下記のとおり提言する。

記

1. 重点地区において取り組む内容を明確にするとともに、地区の特性等に合わせた取組みを類型化し、それに基づき具体的、計画的な実施内容を検討のうえ、区域指定にむけた手続きの効率化を図らねたい。
また、地区の特性にあわせた取組方法の工夫、あるいは指定後も継続して取組を進める等により、区域指定までの期間の短縮を図らねたい。
2. 浸水警戒区域の指定にあたっては、地区内の合意形成のために説明を尽くすとともに住民等の説明を聞く機会や意見を陳述する機会を十分に確保することに留意しつつ、全体の不利益にならないよう、これまでの合意形成の手順を整理し直し、明確化されたい。
3. 想定浸水深の調査終了後速やかに、浸水警戒区域指定の対象となりうる地域を公表されたい。

参考資料-1 「重点地区における取組のあり方検討部会」の提言

2. 迅速化に向けた重点地区の取組方針

2-1 重点地区での取組の進め方

条例13条に基づき、知事が「生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる」が、条例制定時の経緯により、地域の合意形成を経たうえで、「水害に強い地域づくり計画」を策定した後に浸水警戒区域の指定を行うこととしている。

これまで、住民等関係者に様々な意見がある中で、地域の合意形成の手順が明確でないことから、取組が滞った地区があったため、「重点地区」での取組の進め方を示し、地域の合意形成の手順を明確化する。

地域の合意形成の手順は、次のとおりである。(図-1 参照)

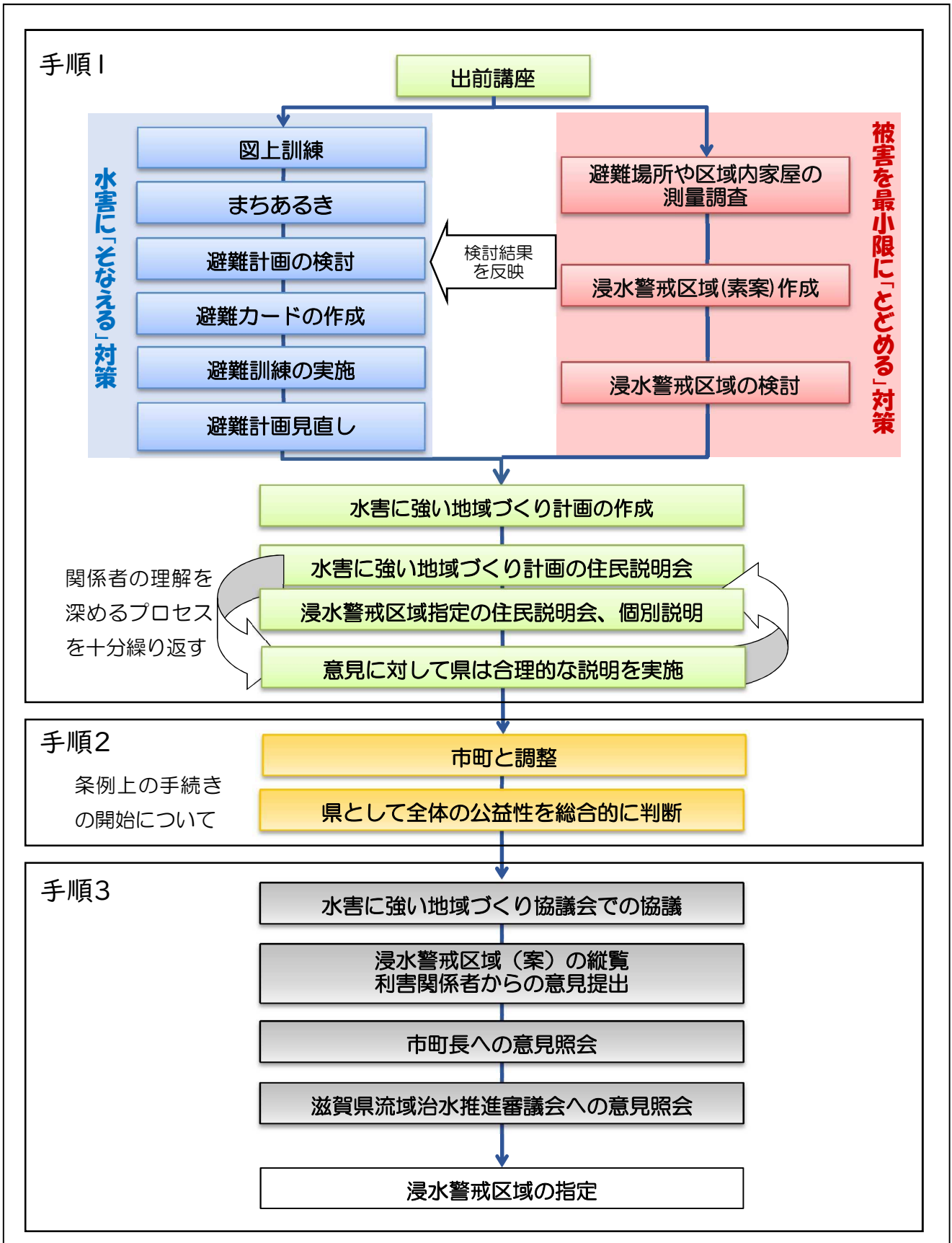
■「地域の合意形成」手順

- 手順1. 住民説明会や個別説明会など、より多くの機会丁寧で説明を行うとともに、意見に対して県の考え方をわかりやすく合理的に説明し、関係者の理解を深めていくといったプロセスを十分繰り返す。
- 手順2. 住民等関係者に、「水害に強い地域づくり計画」作成の必要性を認識し、理解を得ていただくプロセスが十分繰り返されたのち、市町との調整を経て、県として全体の公益性を総合的に判断し、浸水警戒区域指定の条例上の手続きの開始について決定する。
- 手順3. 浸水警戒区域の指定にあたり、条例に基づく手続き(水害に強い地域づくり協議会での協議、縦覧、利害関係者からの意見提出、市町長や審議会への意見照会)を実施する。

「重点地区」での取組は、住民の安全な住まい方の検討である「とどめる」対策と避難計画の作成支援などの「そなえる」対策を並行して進めることになる。また、治水安全度の向上を図るためのハード整備である「ながす」対策についても、それぞれの地区の状況に応じて着実に進めつつ、重点地区での取組を実施する。

また、自治会役員や地域住民、市町との連携は、取組全般を通じ非常に重要である。

特に「地域の合意形成」手順の1から2に移る際の判断については、取組の状況等、判断する根拠の整理を行うことが大切であり、これは後に続く指定予定地区においても参考になる。



2-1 地域特性にあわせた重点地区の類型化と取組

「重点地区」は県内に約 50 地区あり、平成 26 年度にモデル地区 2 地区（米原市村居田、甲賀市黄瀬）で取組を開始し、令和 2 年度には全地区で取組を進めている。

取組を効率的に進めるため、地域の浸水特性や取組の進捗状況に応じて地区を分類し、それぞれの取組案を作成する。

「重点地区」は、現状と望ましい方策から次の 4 つに分類できる。

グループ	現状と望ましい方策
A	すでに浸水警戒区域の指定が完了したか、もしくは手順 1 の取組が終了し区域指定の手続きに移行している地区
B	地区の一部が浸水警戒区域対象地であり、住宅間の距離が離れているため、家屋ごとに宅地嵩上げ等を進める地区
C	地区の全部もしくはほとんどが浸水警戒区域対象地であり、住宅間の距離が非常に狭いため、避難場所整備等を含めたまちづくりを進める地区
D	河川整備による浸水リスク軽減で、浸水警戒区域対象地内に既存住宅がなくなり、開発の可能性も低いため、当面、避難計画の検討を優先する地区

表-1 重点地区の現状と望ましい方策による分類

グループごとの取組の方向性と取組案は、次のとおり。

■グループ A

取組の方向性	すでに手順 1 までの取組が終了していることから、手順 2 以降の手続きを着実に進める。
取組案	未指定の地区において、早期に浸水警戒区域指定の手続きを実施する。

■グループ B

取組の方向性	家屋ごとの対応が可能なことから、浸水警戒区域のできるだけ早期指定を目指す。
取組案	これまでどおりの取組内容を継続するとともに、①「とどめる」対策を取組の早期に着手する、②「水害に強い地域づくり計画」策定のための取組手法を工夫するなどの効率化を図り、取組期間を短縮する。

具体例を次の表-2 と図-2 に示す。

	これまで	これから
とどめる対策の実施時期	取組の終盤に実施	取組の早期に着手
取り組み方	住民全体での取組のみ	内容により役員のみでの取組も併用
個別説明	主に個別訪問	個別訪問に加え、個別説明窓口の開設やICTの活用
区域指定後のフォローアップ	時点修正を実施	時点修正とあわせて、必要に応じ取組を充実

表-2 効率化の具体例

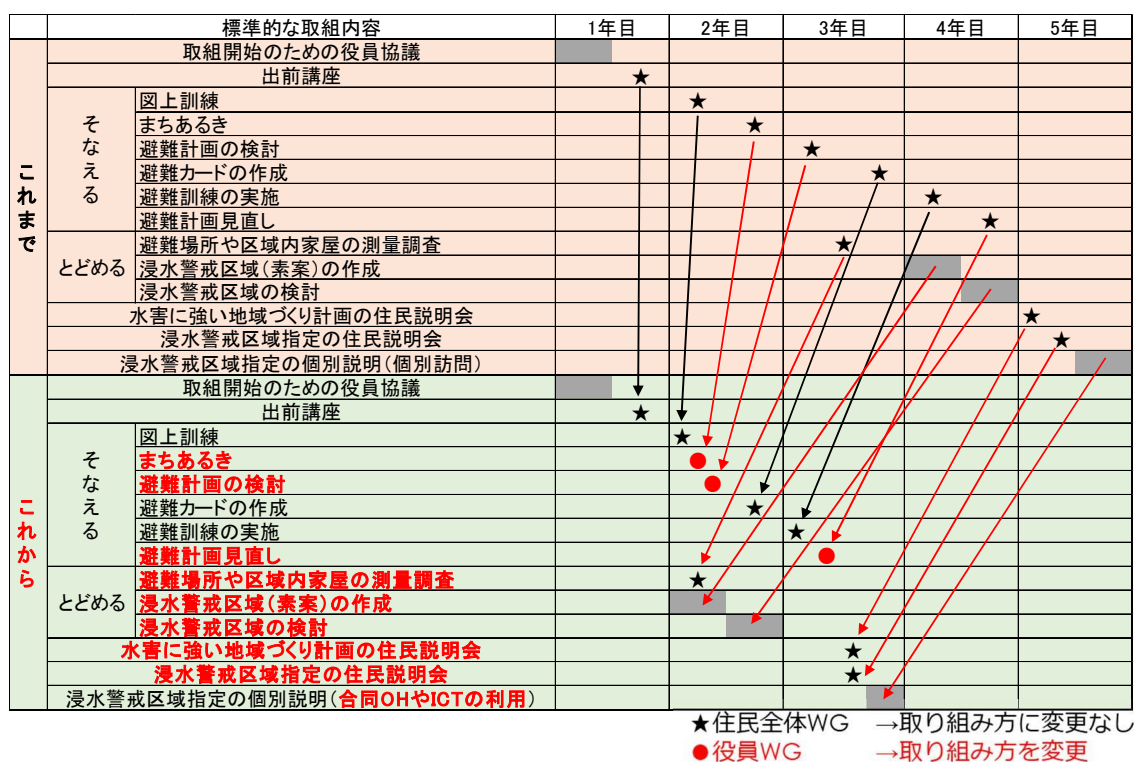


図-2 取組実施時期の変化イメージ

■グループC

取組の方向性	これまでの取組に加え、避難場所整備を含めたまちづくりの検討を行い、浸水警戒区域の指定を目指す。
取組案	浸水警戒区域の指定のための従来からの取り組みに加え、同区域内での避難場所整備事業等を検討するための組織やそれを実施していくためのプロジェクトを、市町や既存組織と協働して立ち上げるなど、地域の実情に応じた、より総合的な「そなえる」対策の取り組みを進め、「水害に強い地域づくり計画」の中で浸水警戒区域の指定による家屋ごとの対策のみならず、安全な住まい方の実現の道筋を描く。

避難場所整備等(図-3参照)のまちづくりに関する議論は、手順1で「とどめる」対策や「そなえる」対策と併せて実施した後、「水害に強い地域づくり計画」に反映する。

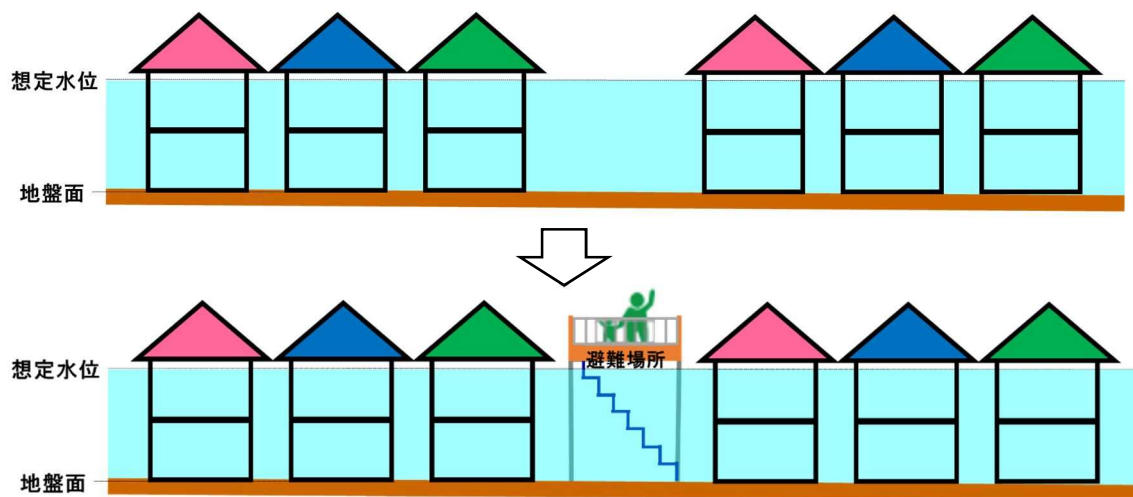


図-3 グループ C における避難場所整備のイメージ

■グループ D

取組の方向性	避難計画を検討することで、当面安全な住まい方の実現が可能。
取組案	浸水警戒区域の指定を目指す。当面は避難計画の作成を優先する。

3. 3m以上の浸水が予測されるため特に安全な住まい方が必要なエリア

条例制定以降でも、浸水警戒区域対象地のうち未指定地において、県による安全性の確認を経ていない住宅の新築や増改築が認められる。したがって、地権者等関係者が安全性を自ら確認できるよう、特に安全な住まい方が必要なエリアをよりわかりやすく周知する必要がある。

滋賀県流域治水の推進に関する条例では、200年確率降雨時に生命または身体に著しい被害が生じるおそれがあると認められる区域を、浸水警戒区域として知事が指定することができる。条例制定時の検討により、滋賀県では、生命または身体に著しい被害が生じるおそれがある区域は想定浸水深で概ね3m以上浸水する区域が該当するものとしている。

令和2年3月に更新した「地先の安全度マップ」に基づき、200年確率降雨時の想定浸水深が3m以上となるエリアを特に安全な住まい方が必要なエリアとして公表することとする。この際、既存家屋もなく、開発の可能性も低い地域を含め公表し、地権者や不動産業者、市町等に安全な住まい方や地域づくりに対する検討や相談が必要であることを周知する。

■公表のスケジュール

令和3年3月 PDFデータ(説明文と市町ごとの地図)で滋賀県ホームページにて公表。宅地建物取引業者や市町、マスコミへ情報提供する。

令和3年度中 滋賀県防災情報マップで、3m以上の浸水が予測されるため特に安全な住まい方が必要なエリアを表示する。

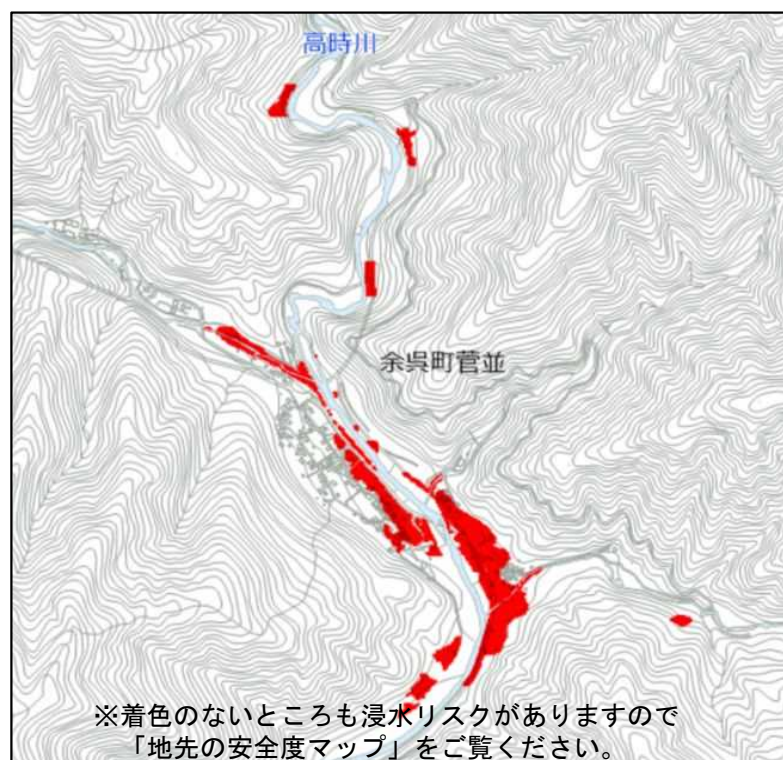


図-4 PDFデータでの公表イメージ

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく
浸水警戒区域の指定に係る重点地区の取組方針

令和3年(2021年)3月

発行：滋賀県（滋賀県土木交通部流域政策局）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4291 FAX077-528-4904

滋賀県ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/>
